



## 随意契約理由書

## 1. 案件名称

中央区民センター 2 階男子便所污水配管漏水修繕工事

## 2. 契約の相手方

日本カルミック株式会社

## 3. 随意契約理由

区役所 1 階区民情報コーナーの天井より漏水が発生し、凶面、天井裏等を点検し、区民センター 2 階男子便所の污水配管であると特定した。

漏水場所の下部は市民対応窓口及び 1 階窓口サービス課への通路であり、現状のままでは、来庁した市民に被害が発生する可能性がある。また、区民センター 2 階の男子便所を長期間使用禁止にすることは利用者の利便性が損なわれる。さらに、漏水が拡大し二次被害が発生する可能性もあるため、緊急で修繕する必要がある。

そこで、平成 26 年度以降に同様の修繕工事の実績があり、かつ、今回の作業に対して即時対応が可能である上記業者を契約相手方として随意契約を依頼する。

## 4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

## 5. 担当部署

中央区役所総務課総務グループ

(電話番号：06-6267-9625)

## 随意契約理由書

## 1. 案件名称

行旅死亡人葬祭委託

## 2. 契約の相手方

株式会社公益社

## 3. 随意契約理由

行旅死亡人については、その所在地を所管する警察署が取扱い、検視が行われ、実務上警察署が、緊急性、利便性を考慮し、直接葬儀取扱業者へ葬儀実行まで死体保管を依頼している。その後、当該区役所へ死体、遺留金品等の引渡し（実際には区役所での死体の引き取りはしない）がある。そのため、業者選択は警察署によりすでに行われている。また、料金については毎年大阪市と業者組合との「行旅死亡人の葬儀に関する協定書」により一切の取扱の協定を締結しており、それに基づき請求されるため、葬儀委託料は取扱業者が異なっても同一となる。

上記の理由により、警察署により選定された葬儀取扱業者と特名随意契約を締結する。

## 4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5. 担当部署

中央区役所保健福祉課生活支援グループ  
(電話番号：06-6267-9872)